

認証官命(一名)

内閣人第二三三号

起案

平成二九年二月九日

決定	平成二九年二月一〇日
上奏	平成二九年二月一日
裁可	平成二九年二月一日

施行

平成二九年二月一日	平成二九年二月一日
-----------	-----------

内閣総理大臣

臨時代理

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

五

五

麻生 国務大臣

五

塩崎 国務大臣

稲田 国務大臣

鶴保 国務大臣

高市 国務大臣

五

山本(有) 国務大臣

石原 国務大臣

松本 国務大臣

金田 国務大臣

五

世耕 国務大臣

今村 国務大臣

丸川 国務大臣

岸田 国務大臣

五

石井 国務大臣

加藤 国務大臣

山本(幸) 国務大臣

松野 国務大臣

五

山本(公) 国務大臣

菅 国務大臣

高等裁判所長官 戸倉三郎

最高裁判所判事に任命する

内閣

(三月十日以降)

内閣

2丁		裁 判 所												年 号	月	日	事 項	庁 名											
七	六	〃	〃			〃 四	平成 三		〃 六三	〃		昭和 六二																	
一	四	〃	〃			四	四		八	五		四																	
四	一	〃	一三			一二	一		一	二五		一三																	
平成七年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命		司法研修所教官に充てる		東京地方裁判所判事に補する		判事に任命する		同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる		補につき任期終了		裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事		最高裁判所事務総局人事局付を免ずる		最高裁判所事務総局人事局付を命ずる		最高裁判所事務総局民事局付を免じ		法制審議会幹事に任命する		より判事の職務を行わしむる者に指名する		判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に		東京簡易裁判所判事に補する		最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	
	〃	最高裁判所		内閣			〃	最高裁判所		法務省		〃		最高裁判所															

戸倉三郎

戸倉三郎

3丁		裁 判 所												
	〃		〃			〃			〃			平成 八		年 号
	五		四			一			一			一		月
	八		三			五			六			四		日
る	平成十年度司法試験（第二次試験）考査委員を免ず	広島地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充ててゐることを解く	任期は平成十年十二月三十一日までとする	する	平成十年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命	任期は平成九年十二月三十一日までとする	する	平成九年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命	任期は平成八年十二月三十一日までとする	する	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命	任期は平成七年十二月三十一日までとする	する
法務省		最高裁判所	〃				〃			〃			法務省	庁 名

戸倉三郎

4丁										裁 判 所				
	〃		〃			〃		〃	〃		〃	〃	平成一一	年 号
	二〇					一六			一四			一二	八	月
	四		八			二		〃	〃	四		四	一	日
	一		一			二〇		〃	一三	一二		一	一	
部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所事務総局審議官を免ずる	最高裁判所事務総局審議官を命ずる	最高裁判所事務総局人事局参事官を免じ	最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	広島高等裁判所事務局長を免ずる	広島高等裁判所事務局長を命ずる	広島高等裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	広島高等裁判所事務局長を命ずる	広島高等裁判所判事に補する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する
〃		〃		〃			最高裁判所		内 閣		〃		〃	最高裁判所
														庁 名

戸 倉 三 郎

5丁												裁 判 所				年 号	月	日	事 項	庁 名
	〃	〃		〃	〃 二五		〃	〃	〃 二四	〃 二三	〃		〃	平成二一						
	〃	一〇		九	八		〃	〃	四	八	八		四	一						
	一一	一〇		二〇	二八		〃	一三	一二	二八	二八		二七	一						
さいたま地方裁判所長を命ずる	さいたま地方裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する						
最高裁判所		法務省	最高裁判所		法務省	最高裁判所		内閣		〃	法務省	〃		最高裁判所						

戸倉三郎

